令和６年度　東北中学校体育大会　写真事業者の選手撮影許可要項

 東北中学校体育連盟

１　目　的

　令和６年度東北中学校体育大会の写真撮影（含ビデオ撮影）については以下の理由により本連盟に協賛している写真事業者に限って撮影を許可するものとする。

　（１）「個人情報・肖像権」保護の立場から、大会主催者として身元の確かな写真事業者（事業実績、撮影方法、販売方法等）を選択し、写真撮影を許可する必要がある。

　（２）大会会場で当日撮影許可を取ろうとする事業者と大会運営する本部で混乱が生じている。

　（３）多数の写真事業者が撮影している中で、マナーの悪い写真事業者がいて大会運営に支障を来し、大会の印象を悪くしている。

　（４）大会生徒への写真販売にあたっての苦情（自分の写真が他者に広まっている等）が発生している中で、責任をもって依頼できる事業者を選択する。

　（５）盗撮を防止する。

２　対　象

　（１）写真販売を行う事業者

　（２）卒業アルバムは除く　但し、下記手続きの内（４）を必ず行うこと。

　（３）保護者は除く　　　　但し、撮影方法等は抽選会で確認し各学校へ連絡周知する。

３　写真撮影事業の手順

　（１）写真販売を行う事業者については、東北中学校体育大会開催県中学校体育連盟事務局へ大会２週間前までに協賛申請を提出する。（４参照）

　（２）開催県中体連事務局は撮影許可を出す事業者と大会事務局に対して撮影許可証を１週間前までにＦＡＸまたは郵送で送る。

　（３）写真事業者は大会前に大会事務局と連絡を取り、会場での撮影方法等の打合せを行う。

　（４）写真事業者は大会当日、大会本部に出向き撮影に関しての最終打合せを行う。写真販売事業者は撮影許可証を提示する。

　（５）写真事業者は撮影証を受け取り着用して事業に従事する。

　（６）写真事業者は事業終了後の連絡、販売方法等について大会事務局と確認をとる。

４　申請書類

　（１）申 請 書 …岩手県中学校体育連盟HPからダウンロードする。

　（２）添付書類

　　　ア　会社概要　　イ　個人情報保護方針

　　　ウ　撮影計画（方法・人員等）　　エ　販売方法

　　【写真事業者の義務】

　　　（１）利用目的の特定

　　　（２）安全管理に関する措置

　　　（３）従業員・委託先の管理監督

　　　（４）第三者への提供制限

　　　（５）本人からの開示要求への対応

　　　（６）苦情処理

５　大会協賛

　（１）大会協賛は大会の目的を理解し、大会運営への協力を実行することをいう。

　（２）大会協賛金額は、１種目、１口１０、０００円とし、２口以上とする。協賛金については

　　　東北中学校体育大会岩手県実行委員会へ納付すること。

６　その他

　　インターネットを利用しての写真販売は禁止とする。（ＩＤ・パスワードを設定しての販売であ　っても不許可とする。）

 　　　　　　令和　　年　　月　　日

東北中学校体育連盟副会長　様

（岩手県中学校体育連盟会長）

 　　　　 申請者 住所

|  |
| --- |
|  |

 　　　　 会社名

|  |
| --- |
|  |

 　　　　 責任者氏名 　　印

|  |
| --- |
|  |

 ℡　　　　　　　　　　　Fax

|  |
| --- |
|  |

**令和６年度東北中学校体育大会**

**写真撮影許可申請書**

 東北中学校体育大会に協賛する　　　　　　　　　　　は　参加生徒の写真撮影をしたく、写真撮影許可について申請します。

 記

１　期　　間　 　令和　　年　　月　　日 ～ 令和　 年　　月　　日

２ 競技種目・会場・時間・撮影者人数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 競技種目 | 会　　　場 | 日　時 | 撮影者人数 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

３　添付書類

 ア　会社概要　　　　イ　個人情報保護方針　　　　ウ　販売方法

**撮　影　許　可　証**

　　　　　　　　　　　　　　様

 東北中学校体育連盟　副会長 　照　井　大　道

（岩手県中学校体育連盟　会長）

貴社へ東北中学校体育大会の生徒写真撮影を許可します。

　但し撮影・販売にあたって、令和６年度東北中学校体育大会写真事業者の選手撮影許可要項に従わないことや、個人情報の保護に関する法律の違反、個人のプライバシーの侵害等発覚した場合は許可を取り消し、その責任はすべて貴社がとるものとします。

また、大会運営等に支障を来たす場合も許可を取り消します。